

介護保険法に基づく居宅介護支援利用料金表

◎利用料

要介護認定を受けれた方は、介護保険法に基づき保険者から直接当事業所の全額給付されますので、自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納等により当事業所が介護保険からサービスの利用料の給付が受けられない場合は、1ヶ月につき下記の金額をいただき、「サービス提供証明書」及び「領収書」を発行いたします。

「サービス提供証明書」及び「領収書」を後日、市町村の窓口に提出しますと、審査に基づき払い戻しを受けられる場合があります。

【基本単位】

介護度	居宅介護支援費Ⅰ			居宅介護支援費Ⅱ		
	介護支援専門員常勤換算1.0人当たりの取扱い件数			介護支援専門員常勤換算1.0人当たりの取扱い件数		
	(i) 45件未満	(ii) 45件以上 60件未満	(iii) 60件以上	(i) 50件未満	(ii) 50件以上 60件未満	(iii) 60件以上
要介護1・2	1,086単位／月	544単位／月	326単位／月	1,086単位／月	527単位／月	316単位／月
要介護3・4・5	1,411単位／月	704単位／月	422単位／月	1,411単位／月	683単位／月	410単位／月

※上記に対して、定められた要件に該当する場合には運営基減算・特定事業所集中減算が生じる。

【加算・減算】

種 類	単位数	種 類	単位数
初回加算	300単位／月	小規模多機能型 居宅介護事業所連携加算	300単位／月
特定事業所加算(Ⅰ)	519単位／月	看護小規模多機能型 居宅介護事業所連携加算	300単位／月
特定事業所加算(Ⅱ)	421単位／月	緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位／月
特定事業所加算(Ⅲ)	323単位／月	ターミナルケアマネジメント加算	400単位／月
特定事業所加算(A)	114単位／月	中山間地域等提供加算 (居宅介護支援費Ⅰのみ対象)	所定の基本単位数の5%
入院時情報連携加算(Ⅰ)	250単位／月	中山間地域等小規模事業所加算 (居宅介護支援費Ⅰのみ対象)	所定の基本単位数の10%
入院時情報連携加算(Ⅱ)	200単位／月	特別地域加算 (居宅介護支援時Ⅰのみ対象)	所定の基本単位数の15%
退院・退所加算(Ⅰ)イ	450単位／月	特別事業所集中減算	200単位／月
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	600単位／月	特定事業所医療介護連携加算	125単位／月
退院・退所加算(Ⅱ)イ	600単位／月	通院時情報連携加算	50単位／月
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	750単位／月	高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の100分の1を減算
退院・退所加算(Ⅲ)	900単位／月	業務継続計画未策定減算	所定単位数の100分の1を減算

【1単位あたりの単位数単価】

1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
11.40円	11.12円	11.05円	10.84円	10.70円	10.42円	10.21円	10円